

記入例

申請書裏面に記載されている内容を確認の上、必ず✓してください。
✓が漏れていると、支給ができません。

第1号様式

神奈川県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

年 月 日

☒ 必須

この申請書を書いた日を記入

☒ 裏面の【4】誓約・委任欄記載事項について誓約・委任の上、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者 (保護者等)	住所	〒221-0057 横浜市神奈川区青木町〇〇—〇〇 ※神奈川県は省略可		日中連絡が取れる電話番号	—
	ふりがな	かながわ	いくお	高校生等との関係	☒ 親権者(父) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者 ☐ その他()
申請者 以外の 保護者等	氏名	神奈川	育夫	高校生等との関係	☐ 親権者(母) ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 高校生等本人
	ふりがな	かながわ	いくこ	高校生等との関係	☐ 親権者(父) ☐ 未成年後見人 ☐ その他()
申請者 以外の 保護者等	氏名	神奈川	育子	高校生等との関係	☒ 親権者(母) ☐ 未成年後見人である里親
	ふりがな	かながわ	いくこ	高校生等との関係	☐ 親権者(父) ☐ 未成年後見人 ☐ その他()

高校生等との関係の該当箇所をチェック
申請者以外に保護者等(配偶者等)がいる場合は、氏名を記入し、高校生との関係の該当箇所をチェックしてください。

※専攻科の場合、「親権者」とするのは「父母」と読み替えるものとする(以下同様)。

次の4つのうちいずれかの口に✓を記入してください。

☐ 生活保護受給世帯 ☒ 非課税世帯 ☐ 家計急変世帯 ☐ 専攻科

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	かながわ	まなぶ
氏名	神奈川 学	
在学 校 の 学 校 名 称	私立	学校コード※県使用欄
	課程	☒ 全日制 ☐ 通信制 ☐ 定時制 ☐ 専攻科
在学期間	年 月 日～	年 月 日
過去の 高等学校等に おける在学期間	立	年 月 日～

今年の7月1日に在学している(いた)学校について記入してください。

生活保護受給世帯 又は 非課税世帯、専攻科世帯から該当する世帯区分をチェックしてください。
(専攻科の生徒で非課税世帯の場合は、「非課税世帯」にチェックしてください)

在学中であれば、在学期間の末尾は記入不要です。
※ 在学開始時期は必ず記入してください。

【2】保護者等の収入等の状況について

(1) 生活保護受給世帯

①	☐	生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。
②	☒	対象となる高校生等の個人番号カード等の写しを提出します。

(2) 非課税世帯等(又は家計急変世帯)

次の者の ☒ 課税証明書等を提出します。

※(専攻科のみ) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が105,500円以上264,500円未満で3人以上の子を扶養する場合は、【2】(3)の扶養親族申告書を併せて提出します。

☐ 高等学校等就学支援金申請のために登録(提出)した個人番号(個人番号カード等の写し)を提出します。
※個人番号カード等の写しを提出する必要はありません。

☐ 家計急変の状況の確認書類を提出します。

非課税世帯又は専攻科世帯の場合は、「課税証明書等を提出します。」にチェックしてください。
(個人番号カードの写し等は利用できません。)

非課税世帯又は専攻科世帯の場合は、(2)①から⑥まで、又は(4)①のいずれかにチェックしてください。

裏面の <留意事項> を必ず確認 してください	①	☒	親権者(両親)2名分
	②	☐	親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。)
	③	☐	未成年後見人()名分
	④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」とする。)
	⑤	☐	主たる生計維持者1名分
	⑥	☐	高校生等本人

(専攻科世帯のみ)

次の要件を全て満たす場合は(3)①も併せてチェックしてください。

- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満である
- ・扶養する子が3人以上いる

(3) (専攻科のみ)3人以上の子を扶養している状況が次に該当するので扶養親族申告書を提出します。

①	☐	生計維持者との続柄が子の者が3人以上のもの。あるいは、扶養している生計維持者よりも年長者ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でない者が3人以上 ※年長者でなければ生計維持者の叔父、叔母(生計維持者の弟、妹)を扶養していれば子に含まれます。
---	--------------------------	--

(4) 次の理由により、個人番号カード等の写し及び課税証明書等を提出しません。

①	☐	所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--------------------------	--

【3】振込先口座

金融機関名	〇〇	銀行	信用金庫	信用組合・農協	金融機関コード	5	6	7	8	× ×	本店	支店	支店コード	0	1	4	
預金種目	普通	当座	貯蓄	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	口座名義人(申請者)	※カタカナで記入してください	カナガワ	イクオ		

振込先口座を記入
※ 申請者、申請者以外の保護者等、対象となる高校生等以外の口座名義の場合は委任状(権限委譲用)が必要。

<県使用欄>

☐ 生業扶助 (52,600円)	☐ 全日制・定時制 (152,000円)	☐ 通信制 (52,100円)	☐ 専攻科(非) (52,100円)	☐ 専攻科(2) (10,420円)	☐ 専攻科(3) (10,420円)
未済額()円	学校振込額()円	個人振込額()円			

裏面の【4】誓約・委任欄及び留意事項も必ずご確認ください

【4】誓約・委任欄

（共通）

- ・この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は**神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。**
- ・この申請の対象となる高校生等は、7月1日現在※、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
※家計急変世帯対象給付は認定基準日現在
- ・授業料以外に学校へ納付する**納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。**

（非課税世帯の方のみ）

- ・【1】で記入した申請対象の高校生等本人は、7月1日現在※、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を措置されていません（対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く）
※家計急変世帯対象給付は認定基準日現在
- ・課税証明書の提出等について

（申請者又は対象となる者の関係で）

- ・対象となる者の関係で

<注意>

【4】誓約・委任欄の内容と<留意事項>は必ずお読みください。

※ 委任・誓約をしたにもかかわらず、記載内容と事実が異なると発覚した場合は、支給決定は取り消され、返還が求められます。

<留意事項>

【2】保護者等

①	親権者2名 ・高校生等が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合 ※ 単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください
②	親権者1名分（親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	未成年後見人 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く
④	高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合
⑤	主たる生計維持者1名分 ・高校生等が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で高校生等が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
⑥	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 など

令和 年 月 日

扶養親族申告書

神奈川県知事 殿

生計維持者①住所

課税証明書を添付した生計維持者の住所・生年月日・氏名を記入してください。

生年月日

氏名

(生計維持者が2名いる場合は、②も記入してください)

生計維持者②住所

生年月日

氏名

令和6年12月31日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法第314条の2第1項第11号に規定する市町村民税上の控除対象扶養親族及び年齢が16歳未満の扶養親族、並びに令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者①との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

○生計維持者②の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者②との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

【記入上の注意事項】

令和6年12月31日時点の生計維持者の市町村民税上の控除対象扶養親族(確認ができる書類)
・年末調整の令和6年
・令和6年分給与所得
・令和6年分確定申告

認定基準日時点で生計維持者が扶養している親族の氏名・生年月日・生計維持者との続柄を記入してください。

(除く)を全員記載してください。なお、生計維持者の氏名は記載しません。

○令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等(証明書類必須)

	氏名	生年月日
1		
2		
3		

【記入上の注意事項】

「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類(コピー可)
(ア)生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【以下、県使用欄】

扶養する子の数の合計 _____人

記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ高校生等本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【1】対象となる高校生等について の欄は、次によって記入してください。

ア 「対象となる高校生等」とは、イに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。

イ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ウ 「課程」の欄は、該当する学校の種類、課程にチェックしてください。

なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【2】保護者等の収入等の状況について の欄は、次によって記入してください。

ア (1)①、(2)①～⑥又は(3)①のうち、該当する1つにチェックしてください。

(専攻科世帯の場合)

次の要件を全て満たす場合は(3)①も併せてチェックしてください。

- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満である
- ・扶養する子が3人以上いる

イ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、(2)⑤又は⑥もしくは(4)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

ウ 県外高校の申請者については個人番号での対応は行っておりません。課税証明書等をご用意ください。

【3】振込先口座 の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は原則として、申請者（保護者等）又は申請者以外の保護者等の口座としますが、対象となる高校生等の口座でも構いません。それ以外の口座の場合には、委任状（権限委譲用）が必要です。

【4】誓約・委任欄 は、次によって記入してください。

記載内容を必ず確認の上、申請書表面の一番上の口に✓してください。

添付書類

①＜生活保護受給世帯・非課税世帯・専攻科世帯共通＞

ア 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

※ 第2号様式へ添付してください。

イ （該当者のみ）委任状（未済用）

授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合にのみ添付

ウ （該当者のみ）委任状（権限委譲用）

申請者（保護者等）、申請者以外の保護者等または対象となる高校生等の口座以外を振込先に指定する場合

②＜生活保護受給世帯＞

①に加えて次のア・イのいずれか

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第3号様式）

イ 生活保護受給証明書（写し可）

※ 個人番号（マイナンバー）が分かる書類の写しはご利用いただけません

＜非課税世帯＞

①に加えて次の書類

令和7年度市町村民税・県民税 非課税証明書（写し可）

※ 個人番号（マイナンバー）が分かる書類の写しはご利用いただけません

＜専攻科世帯＞

①に加えて次の書類

ア 令和7年度市町村民税・県民税（非）課税証明書（写し可）

※ 個人番号（マイナンバー）が分かる書類の写しはご利用いただけません

イ （該当者のみ）扶養親族申告書

次の全ての要件を満たす場合にのみ添付

・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満である

・扶養する子が3人以上いる

留意事項

ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。

エ 第1号様式及び別添において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。